

関係法令及び条例（仕様書第14条 関係法令及び条例の遵守）

- (1) 水道法
- (2) 水質汚濁防止法
- (3) 大気汚染防止法
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (5) 電気事業法
- (6) 消防法
- (7) 労働基準法
- (8) 労働安全衛生法
- (9) 毒物及び劇物取締法
- (10) 伊賀市水道事業給水条例
- (11) その他関連法規及び条例

水質の保証（仕様書第27条 業務内容）

	項目	保証水質	水質管理目標値	採水箇所
1	pH値	5.8以上8.6以下	6.5以上7.5以下	浄水施設出口
2	味	異常でないこと	異常でないこと	浄水施設出口
3	臭気	異常でないこと	異常でないこと	浄水施設出口
4	色度	2度以下	1度以下	浄水施設出口
5	濁度	0.1度以下	0.05度以下	浄水施設出口
6	残留塩素濃度	0.3～1.1mg/L程度	0.3～0.7mg/L程度	浄水施設出口

リスクの分担表（仕様書第22条 受託者の賠償責任）

リスクの種類	リスクの内容	リスクの分担	
		水道事業者	受託者
入札説明	入札説明書等の誤り、入札説明内容の変更に関するもの	○	—
事業範囲変更	委託事業の業務範囲の縮小、拡充等（計画外のもの）	○	—
契約締結リスク	水道事業者の責による選定業者と契約の締結不能、又は契約の延期	○	—
	受託予定者の責による水道事業者と契約の締結不能、又は契約の延期	—	○
法令等の変更	委託事業に直接関係する法令等の変更	○	—
	行政指導 規制、指導	○	—
第三者賠償リスク	契約期間中の受託者の責めに起因する水質・水量・水圧・給水等の悪化によるもの※1	—	○
	契約期間中の受託者の責めに起因する騒音・振動・地盤沈下等によるもの※2	—	○
	住民訴訟（断水、水質悪化等に伴う訴訟）※3	○	△
事故・災害	受託者の責めによる事故の発生	—	○
	上記以外（不可抗力）による事故の発生	○	○
	損害保険等において免責とならない事由※4	○	○
	損害保険等において免責とされている事由※5	○	△
	施設・設備の劣化等瑕疵による事故※6	○	△
契約不履行	人身事故	○	○
	施設・設備の機能・性能不足によるもの※7	○	—
	受託者の作成する業務履行計画書等の不備、施設・設備との不適合によるもの	△	○
	水道事業者による指示書等の内容不備によるもの	○	—
	業務遂行上の不備（運転、保全、水質、管理、記録、連絡調整の不備等）によるもの※8	△	○
財務	不可抗力（天災等）によるもの	○	—
	水道事業者・受託者の責によらない水質事故によるもの	○	—
	委託側の債務不履行（支払遅延、不払等）	○	—
	受託側の債務不履行（倒産等）	—	○
物価変動	契約期間中のインフレ・デフレ	△	△
環境問題	環境基準違反、環境汚染等による事業の制限※9	○	—
事業の中止	水道事業者側の責めによるもの	○	—
	受託者側の責めによるもの	—	○
計画変更	事業内容の変更	○	—
費用増加※10	原水の条件の変動により、施設の機能・性能上、要求水準を満足できないことに係る費用	○	—

(表の見方)

○、○の場合：契約業務内の部分リスクは受託者が負い、それ以外の部分は水道事業者が負う。

○、△の場合：原則として○のリスク負担者がリスクを負うが、過失などの帰責理由がある場合には、△の側もリスクを負う可能性がある。

△、△の場合：一定の基準又は協議によりリスクを両者で分担する。

○、—の場合：○のリスク負担者が全てのリスクを負う。

別紙2-2

リスクの分担表の説明

- ※1「契約期間中の受託者の責めに起因する水質・水量・水圧・給水等の悪化によるもの」: 国家賠償法第2条により、水道事業における第三者に対しての瑕疵は、水道事業者が受けるが、受託者に帰責事由があった場合、その不法行為責任については、水道事業者は受託者に求償する。
- ※2「契約期間中の受託者の責めに起因する騒音・振動・地盤沈下等によるもの」: ※1に同じ
- ※3「住民訴訟(断水、水質悪化等に伴う訴訟)」: 国家賠償法第2条により、水道事業者における第三者に対しての瑕疵は、水道事業者が受けるが、受託者に帰責事由があった場合、その不法行為責任については、水道事業者は受託者に求償する。
- ※4「損害保険等において免責とならない事由」: 水道事業者及び受託者は、双方の責任範囲(業務範囲)において、加入している損害保険等(共済を含む)を活用する。
- ※5「損害保険等において免責とされている事由」: ※4に同じ
- ※6「施設・設備の劣化等瑕疵による事故」: 水道施設の所有責任は水道事業者にあることから、事故が発生した場合の責任は水道事業者が負うが、受託者に帰責事由があった場合、その不法行為責任については、水道事業者は受託者に求償する。
- ※7「施設・設備の機能・性能不足によるもの」: 水道施設の所有責任は水道事業者にあることから、水道事業者が負う。
- ※8「業務遂行上の不備(運転、保全、水質、管理、記録、連絡調整の不備等)によるもの」: 業務履行上の責任は、受託者にある。
- ※9「環境基準違反、環境汚染等による事業の制限」: 国家賠償法第2条により、水道事業における第三者に対しての瑕疵は、水道事業者が受けるが、受託者に帰責事由があった場合、その不法行為責任については、水道事業者は受託者に求償する。
- ※10「費用の増加」: 原水の水質・量等の条件の変動により、現状の浄水施設の機能・性能で処理能力が不足し、要求水準(仕様)に規定する水質・水量の保証値、目標値を満足できない場合に、施設の改造等もしくは薬品等に係る「費用負担リスク」については、水道事業者が負う。

